国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国际第4344345等第2055年第2055年10月15日

# 各地方整備局

総務部長殿 企画部長殿営繕部長殿港湾空港部長殿

北海道開発局

事業振興部長 殿営 繕 部 長 殿各地方航空局

総務部長 殿空港部長 殿保安部長 殿

## 大臣官房

地 方 課 長技術調査課長官庁営繕部計画課長港湾局

総 務 課 長技 術 企 画 課 長航 空 局

予 算 · 管 財 室 長 航空ネットワーク部空港技術課長 交通管制部交通管制企画課長 北海道局

予 算 課 長

令和元年度国土交通省所管事業の執行については、「平成31年度国土交通省所管事業の執行について」(平成31年3月29日付け国会公第242号)及び「平成31年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成31年3月29日付け国官総第365号、国官会第23715号、国地契第64号、国官技第432号、国営管第449号、国営計第162号、国北予第58号)等に基づき実施されているが、災害時の緊急対応に係る基本理念及び発注者の責務については、令和元年6月14日に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正品確法」という。)において具体的に規定されたところである。

台風19号による災害復旧工事等については、被災地の一日も早い復旧・復興のため、所管事業の迅速かつ確実な執行が求められることから、他の発注者等との連携を図るとともに、同工事等に係る入札・契約手続等について、公正性・透明性の確保に遺漏がないよう留意し、地域企業の活用に配慮しつつ、当面下記のように取り扱われたい。

記

### 1. 入札契約方式の適用

災害復旧工事等の入札契約については、改正品確法第7条第1項第3号において、随意契約又は指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるとされたところであり、「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」(平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号)等に基づき、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、災害復旧工事等に着手するため、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手が選定できるように努められたい。

### 2. 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い

「一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第262号、建設省技調発第131号)、「一般競争入札の実施に伴う手続の運用について」(平成6年6月22日付け港管第1389号、港建第164号)、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」(平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号)、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」(平成17年10月7日付け国港総第235号、国港建

第132号)等に基づく一般競争入札方式の手続の運用の標準的日数については、 これを短縮しても差し支えない。

また、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号)又は「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年3月11日付け国港総第555号、国港技第117号)のうち、入札書及び技術資料の同時提出については、当該通達を適用しなくても差し支えない。

なお、これらの場合であっても、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第74条及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第5条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号。以下「政府調達協定」という。)の対象工事については40日前)に公告しなければならないが、急を要する場合においては5日前(政府調達協定の対象工事については10日前)までに短縮することができることに留意するものとする。

## 3. 他の発注者との調整

災害復旧工事等の発注については、改正品確法第7条第4項において、他の発注者との連携を図るよう努めるとされたところであり、被災地全体の復旧・復興に資するよう、被災地の発注者協議会の場などを活用して他の発注者と情報交換等を行い、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るとともに、被災地全体の資機材、労働者等の確保に支障が生じないよう配慮すること。

### 4. その他

災害復旧工事等の迅速かつ確実な執行に当たって支障等がある場合は、適宜 本省担当課に相談するものとする。

(参考)公共工事の品質確保の促進に関する法律(改正品確法による改正後)(抄) (発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

## 一•二 (略)

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあっては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること

### 2 · 3 (略)

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。